

男女共同参画社会の実現のために

# 始めの一歩

第7号

例年、年度末などにお届けしていましたが、『始めの一歩』ですが、今年度から「広報かさおか」へ掲載することになりました。

配偶者やパートナーからの暴力（DV）で、悩んでいる人はいますか？

平成16年12月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（略称DV防止法）」が改正され、子どもへの接近禁止をはじめ、配偶者間暴力に対する一層の取り組み強化が定められました。

今回はDVについて考えてみましょう。

## DVはなぜ起きるのか？

これまでの社会構造の中で、多くの場合、妻は夫の所有物のように扱われ、社会そのものが女性の人権を軽視してきたのではないのでしょうか？

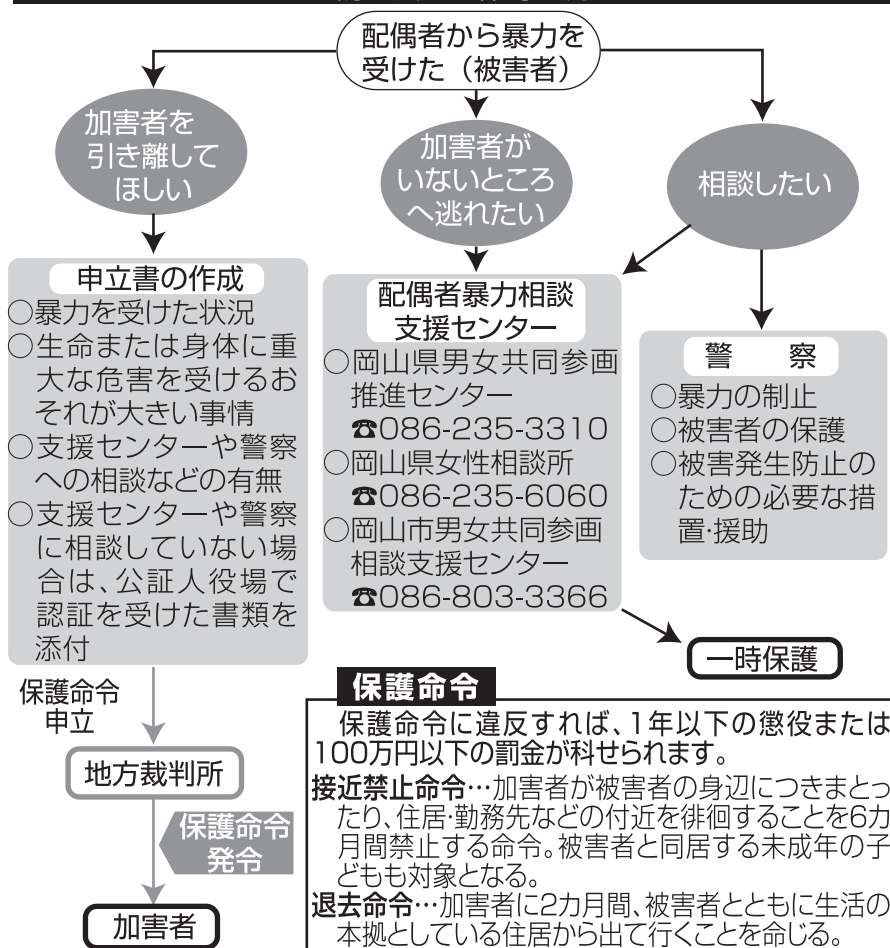
したがって、暴力を受けている事実を知っても、第三者は「家庭内のことには介入できない」という立場から適切な対応ができないで、被害者の救済が十分行われてこなかった現実があります。

最近では、DVは重大な人権侵害であり、違法行為であると認識され、DVの防止と被害者対策は重要な課題となっています。

## DVの種類と実態

DVの種類には、身体的暴力、精

## DV防止法の全体的な流れ



神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあります。かたちはさまざまですが、被害者の心身に有害な影響を及ぼす言動を指し、男性、女性の別を問いません。

配偶者には、事実婚や、離婚後の元配偶者も含まれます。

岡山県の実施した調査によると、女性の3.4人に1人は、配偶者などから何らかの身体的暴力を受けたこと

があり、また、約33人に1人は命の危険を感じたことがあるという結果が出ています。

夫婦間のDVが、子どもを巻き込んでしまうことも少なくありません。直接的な暴力はなくても、暴力の目撃や怒鳴り声を聞く家庭環境は、子どもに深刻な影響を与えます。

## 子どもに深刻な影響も...